



平成 29 年 8 月 1 日

各位

株式会社大正銀行

「振込め詐欺等防止のための ATM 振込みの利用制限」の 対象条件の変更について

「振り込め詐欺」等の被害を防止しお客さまの大切なご預金をお守りするため、当行では 5 月よりキャッシュカードでの ATM 振込みに関し一部のお客さまについて利用制限を実施しておりますが、下記の通り制限の対象となる条件を変更いたします。

記

1. 変更内容（ATM 振込制限の対象となるお客さま）

《現行》

満 70 歳以上のお客さまのうち、過去 1 年間に当行の ATM でキャッシュカードを使用した振込みをご利用になっていないお客さま

《平成 29 年 8 月 14 日以降》

満 70 歳以上のお客さまのうち、過去 1 年間に当行又は他行の ATM でキャッシュカードを使用した振込みをご利用になっていないお客さま

- ✓ 現在、振込制限の対象となっているお客さまのうち、他行 ATM での振込実績がある方につきましては、今回の条件変更により**制限解除となり、今後振込が可能**となります。

2. 利用制限条件変更日

平成 29 年 8 月 14 日（月）より

3. その他

- ・ ATM 振込制限の対象となるお客さまが窓口でのお振込みに変更された場合、振込手数料を ATM 振込手数料と同額といたします。
- ・ キャッシュカードでの ATM 振込みのご利用を希望される場合、当行本支店へお申し出いただければ、ATM 振込みをご利用可能に変更できます。

4. 本件に関するお問合せ

当行本支店へお問合せ下さい。

以 上